

【福井女子中学生殺人事件第二次再審請求審】

名古屋高裁金沢支部の再審開始決定に対する声明

10月23日、名古屋高等裁判所金沢支部第2部(山田耕司裁判長)は、再審請求人・前川彰司さんにかかわるいわゆる福井女子中学生殺人事件の第二次再審請求について、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則に従い、新旧証拠を総合評価すれば、前川さんが「犯人であるとするについては合理的な疑いを超える程度の立証がされているとは認められない」と、再審開始の決定をした。

今回の再審開始の決定は、白鳥・財田川決定に基づく正当な判断であり、袴田事件の再審無罪判決に続き、他の冤罪事件のたたかいに大きな影響を与え、前川さんの無罪判決へ大きな一歩を踏み出したものとして評価する。

本決定は、1審・福井地方裁判所の無罪判決、そして第一次再審請求審での名古屋高裁金沢支部の開始決定につづく事実上3度目の無罪判決である。検察はこれを真摯に受け止め、異議申立をすることなく速やかに再審公判に協力して無罪論告を行い、前川さんの人権と名誉を回復することを強く求める。

本件では、そもそも前川さんと犯行を結びつける証拠は何一つなく、それゆえ1審の福井地方裁判所は無罪判決だった。ところが、2審の名古屋高等裁判所金沢支部は、著しく変遷した暴力団関係者などの供述が「大筋で一致している」として逆転有罪の判決(懲役7年)を言い渡した。1997年11月、最高裁判所は、前川さんの上告を棄却し2審の有罪判決が確定した。前川さんは服役後、2004年7月に第一次再審請求を申立て、2011年11月に名古屋高裁金沢支部で再審開始決定が出されたが、検察の異議申立てによって取り消され最高裁で確定。2022年10月に第二次再審請求を申し立てた。

第二次再審請求審の結果、前川さんの犯行を裏付ける物証が存在しないにもかかわらず、捜査に行き詰まった警察・検察が、覚せい剤事件で逮捕されていた暴力団 A の減刑を目的とした嘘の供述に依存して「事件に関わった」とする関係者の供述を捏造したことが明らかとなった。警察は、捜査側に不都合な事情が生じる都度、A の供述を変更させる一方、A の供述によって引き込まれた他の関係者らの「事件に関わっていない」という供述を隠匿した。警察が「AとAの仲間達の作り話です」という前川さんの訴えを無視して、A が供述する架空のエピソードを押し付けて、A の供述と「大筋で一致」する関与供述を捏造し、偽りの有罪判決が導かれた。決定は、こうした虚構にもとづく確定判決の事実認定も批判している。

決定は、検察が1審の段階で関係者の供述の裏付けとなる「テレビ番組」が、犯行日より1週間後の放映であることを知っていながら有罪立証をつづけたことについて、「公益を代表する検察官としてあるまじき、不誠実で罪深い不正の所為」と、厳しく断罪している。長年にわたり警察、検察の手元に秘匿された末に今回、開示された287点の開示証拠の中にあつた捜査報告書等が、前川さんの無実を裏付ける有力な証拠となったことは重大である。

前川さんは、逮捕以来一貫して無実を訴えてきたにもかかわらず、雪冤がかなわないまま38年という長い年月が経過し、逮捕当時21歳であった前川さんは59歳となり、父禮三さんは91歳の高齢に達し、母真智子さんは悲嘆のうちに亡くなっていることに思いを致すならば、かかる悲惨な冤罪被害の救済をこれ以上遅らせることは人道上也許されない。

私たちは、前川さんの一日も早い無罪判決を勝ち取るとともに、冤罪犠牲者を救済する再審法改正の実現にむけて奮闘することを決意する。

2024年10月24日

前川彰司さんを守る福井の会
日本国民救援会福井県本部
日本国民救援会中央本部
再審・えん罪事件全国連絡会